

焼津市水道料金等コンビニエンスストア収納代行業務委託契約書(案)

発注者 焼津市長 中野 弘道（以下「発注者」という。）と受注者 ○○○○○（以下「受注者」という。）とは業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別添の焼津市水道料金等コンビニエンスストア収納代行業務委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び業務仕様書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、緊急又はやむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。この場合において、既に行った指示等を書面に記載し、指示等を行った日から7日以内に相手方に交付するものとする。
- 4 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約書若しくは業務仕様書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 9 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（業務内容）

第2条 発注者が受注者に委託する業務は、受注者が料金等収納業務委託を締結するコンビニエンスストア本部（以下「コンビニ本部」という。）の直営店及びコンビニ本部とフランチャイズ契約を締結している加盟店（直営店及び加盟店を併せて、以下「取扱店」という。）において、並びにスマートフォン等端末によるアプリケーション決済サービスを提供する事業者（以下「スマホ決済事業者」という。）において、発注者が発行する納付書に基づき収納を行い、次の各号のとおりとする。

- (1) 取扱店において収納された収納金の取りまとめ及び発注者が指定する金融機関への払い込み
- (2) 収納金に係る収納情報の取りまとめ及び発注者への報告
- (3) 前各号のほか、業務仕様書で記載する業務

（履行期間）

第3条 この契約による履行期間は、本契約の締結の日から令和11年3月31日までとする。ただし、収納業務実施期間は令和8年1月1日以降に発行する納入通知書から令和10年12月31日までに発行する納入通知書の取扱期間とする。

（委託料）

第4条 委託料は、納付書による収納取扱い1件につき、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

2 委託料は月払いとし、前項の単価に毎月1日から当月末日までの確報データの合計件数を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額を加えた額とする。

3 受注者は、前項の委託料を当該月の翌月10日までに請求するものとする。

4 発注者は、委託料の支払を行おうとする月分の業務の履行状況を確認し、前項の請求を受理した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

5 発注者の責に帰すべき事由により、委託料の支払が遅延した場合には、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じて、契約日における、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）で定める割合により計算した遅延利息（100円未満の金額は切り捨てるものとする。）の支払いを発注者に請求することができる。

6 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）の改正等によって消費税額に変動が生じたときには、受注者は、委託料に相当額を加減して支払うものとする。

（指定納付受託者の指定）

第5条 受託者は、この契約による事務を履行するにあたり、発注者から指定納付受託者の指定を受けなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。次項において同じ。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下本条において「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名又は名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定は、コンビニ本部及びスマホ決済事業者に対して料金等収納業務を再委託しようとするときには適用しない。

4 受注者は、第2項前段の承諾を得た場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のために必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（受注者とコンビニ本部の連帯責務）

第8条 受注者は、取扱店に係る委託業務について、コンビニ本部と連帯してその責を負うものとする。

（個人情報の保護）

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。

（事故報告）

第10条 受注者は、収納事務の履行にあたって事故が発生したときは、直ちに発注者に連絡し、その指示を受けなければならない。また、速やかに事故報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(履行遅滞による違約金)

第 11 条 受注者は、収納した水道料金等を指定期日以内に発注者の指定する口座に払い込むことができない場合は、その収納金額につき、遅延日数に応じて、契約日における、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）で定める割合により計算した金額（100 円未満の金額は切り捨てるものとする。）を違約金として発注者に支払わなくてはならない。ただし、発注者が受注者に止むを得ない理由があると認めたときは、違約金の支払いを免除することができる。

(損害賠償責任)

第12条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由によるときには、その限度において発注者の負担とする。

3 受注者は、受注者の責めに帰さない事由による損害については、第 1 項又は第 2 項の規定による賠償の責めを負わない。

(発注者の解除権)

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第 6 条又は第 8 条の規定に違反したとき。

(3) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 第13条に規定する事由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当

該検査合格部分に相当する契約代金を支払わなければならない。

- 3 第1項の契約解除によって生じる受注者の損害その他一切の負担について、発注者はこれを負わないものとする。
- 4 第1項の契約解除によって生じる発注者の損害は、受注者はその損害を賠償するものとする。

(受注者の解除権)

- 第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反により収納事務を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。
 - 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(長期継続契約)

- 第15条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算が減額又は削除となったときは、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を変更し、又は解除したことにより受注者に損害を与えたときは、双方協議して損害額を定め、賠償しなければならない。

(専属的管轄裁判所)

- 第16条 この契約に関する訴訟については、訴額に応じて、島田簡易裁判所又は静岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項)

- 第17条 この契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各1通を保有する。

令和7年 月 日

所在地 静岡県焼津市本町二丁目16番32号
発注者
氏 名 焼津市長 中 野 弘 道

所在地
受注者
氏 名

(別記) 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 受託者は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者（以下単に「責任者」という。）及び本件委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、発注者に報告しなければならない。これらの者を変更する場合も同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう従事者を監督しなければならない。

3 従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 受託者は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後であっても同様とする。

2 受託者は、責任者及び従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 受託者は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に対し本件特記事項において従業者が遵守すべきこととされている義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、発注者に対し、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 受託者は、本件委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等の個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、発注者が同意した場合を除き、本件委託業務を自ら行うこととし、本件委託業務の全部又は一部を第三者（受託者の子会社を含む。以下同じ。）に再委託してはならない。

2 受託者は、本件委託業務の全部若しくは一部を第三者に再委託しようとする場合又は既に行っている再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、その同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託を行う業務において取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託を必要とする理由
- (5) 再委託をしようとする相手方に関する次の情報
 - ア 相手方の氏名又は名称
 - イ 住所又は所在地
 - ウ 代表者
 - エ 連絡先

(6) 再委託をしようとする相手方の個人情報の取扱いに関する責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託をしようとする相手方に求める個人情報保護措置の内容

(8) 再委託をしようとする相手方に対する監督の方法

(再委託先の選定)

第8条 受託者は、前条の規定により個人情報の取扱いを第三者に再委託しようとする場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講じなければならない。

(再委託先との契約等)

第9条 受託者は、第7条の規定により発注者の同意を得て個人情報の取扱いを第三者に再委託する場合においては、再委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記しなければならない。

(1) 本特記事項第1条から第6条まで、第7条第1項、第11条から第16条まで、第17条第1項、第18条及び第19条の規定の内容に準じた事項（これらの規定中「発注者」とあるのを「受託者」と、「本件委託業務」とあるのを「再委託の業務」と、「本件特記事項」とあるのを「契約内容」と、「受託者」とあるのを「再委託の相手方」と読み替えた事項）

(2) 再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容、量等に応じて、再委託の相手方における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理について、発注者が直接又は受託者を通じて少なくとも年1回以上、原則として、再委託先の作業場所における実地検査により（ただし、次に掲げる場合には書面により）本件特記事項が遵守されていることを確認すること。

ア 再委託先における作業場所が静岡県外等の遠方に所在する場合

イ その他実地検査の実施を困難とする特別の事情がある場合

2 受託者は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

3 受託者は、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再々委託の禁止)

第10条 発注者は、再委託した業務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者は、第7条第2項に規定する再委託の内容を変更するものとして、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面及び再々委託に係る契約書の案を発注者に提出して発注者の同意を得なければならない。

(1) 再々委託をしようとする業務の内容

(2) 前号の業務において取り扱う個人情報

(3) 再々委託の期間

(4) 再々委託を必要とする理由

(5) 再々委託をしようとする相手方に関する次の情報

ア 相手方の氏名又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 代表者

エ 連絡先

(6) 再々委託をしようとする相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容

(8) 再委託先における再々委託をしようとする相手方の監督方法

3 受託者は、発注者の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(取得の制限)

第 11 条 受託者は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要最小限の範囲で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 12 条 受託者は、発注者の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 13 条 受託者は、発注者の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため発注者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第 14 条 受託者は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は発注者から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全管理に努めなければならない。

2 受託者は、発注者から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出しなければならない。

3 受託者は、第 1 項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 受託者は、発注者が同意した場合を除き、第 1 項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 受託者は、第 1 項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受託者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

7 受託者は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 受託者は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。

9 受託者は、本件委託業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。

10 受託者は、第 1 項の個人情報を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存し、又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合にあっては、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を当該台帳に記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第 15 条 受託者は、本件委託業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受託者自ら作成し、若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受託者は、前項の個人情報情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受託者は、第1項の個人情報情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日）が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
- 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第16条 受託者は、本件委託業務の処理に関して個人情報情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受託者は、発注者と協議の上、2次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（報告の求め及び実地検査）

第17条 発注者は、本件委託業務に関し本件特記事項が遵守されていることを確認するため、定期的に受託者に報告を求めることができる。

- 2 発注者は、本件委託業務に係る保有個人情報情報の秘匿性等その内容、量等に応じて、受託者における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として、受託者の作業場所における実地検査により本件特記事項が遵守されていることを確認するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、発注者は、受託者における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報情報の管理に関しこの特記事項が遵守されていることを書面により受託者に報告させることその他の手段により確認するものとする。
 - (1) 受託者の作業場所が静岡県外等の遠方に所在する場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか実地検査の実施を困難とする特別の事情がある場合
- 4 受託者は、前2項の規定による報告又は確認に伴い、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第18条 発注者は、受託者が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第19条 受託者は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。